

# 事業計画書

## 1.はじめに

### [環境認識]

日本を取り巻く国際的な動向は当協会事業にそのまま直結するものとなってきた。EPA・TPP・FTA問題は言うに及ばず、日本政府のODA政策に係る予算規模や内訳、対象国・政策内容に関しても、かつての通念では推し量ることができないような変化を見せている。平成26年度ODA政策予算の内訳を見ると、無償資金協力・JICA技術協力部分では若干の増加が見られるものの、これは日本企業が、低迷し始めた国内市場から市場を海外に拡大するための支援事業の新設などによるもので、INFJ(公益財団法人国際看護交流協会)が専らとしてきた保健医療分野の人材育成事業などに向けられたものではない。又JICA事業では、課題別研修事業(例えばINFJの「看護管理」事業などの複数国の研修員を対象とした事業)は毎年減少しており、費用対効果の重視から事業のターゲットを国や地域に焦点をあてた援助政策に変わりつつある。このような状況の中にあって、当協会としてはJICA・外務省はじめとする省庁の政策の変化を的確に捉え、それに即応した事業の立案、的確なプログラムの策定に備えていかなければならない。

### [基本方針]

平成24年4月に公益財団法人の認可を受けて以来、その事業目的に沿った各事業の着実な推進に邁進してきたが、この基本的な方針は今後も変わらない。そして上記の環境認識に立って、従来からのJICAの保健医療人材育成事業の個々の事業を成果の上がるよう工夫して着実に実施するとともに、他省庁の企画案件に応募する、新規事業の提案をしていくといった行動計画が重要となる。具体的には以下のように、大きな三本柱に則った事業を遂行する計画である。

## 2.個別事業

### (1)国際看護に関する講演会、及び研修会等の開催[公益目的事業 1]

わが国の看護職や看護教員、看護学生に対して、国際看護に関する啓発のために、参加型のワークショップ、講演会を昨年同様開催する。

①国際看護教育コース(8月・10月)〈各20名〉

②国際看護を考える集い(10月)〈100名〉

## (2)国際看護を学習、研究する大学院生に対する奨学金の給付[公益目的事業 2]

わが国の大学院で国際看護を学ぶ学生で経済的な理由で修学困難な者に対する奨学金の給付事業を継続実施する。給付は原則として2年間。本事業は4年目。

①26年度新規奨学生20名。25年度奨学生20名(2年目の給付)

※これに加え本年度は2年に一回計画している「奨学生の集い」を開催する。

25・25年度奨学生(交通費 INFJ 負担)の他、23～24年度奨学生(交通費自己負担)にも参加を呼び掛ける。

## (3)開発途上国に対する看護及びその関連分野の技術協力事業の受託[公益目的事業 3]

### 《JICA 受託研修事業・実施確定》

①アフリカ母子保健包括的看護管理研修(6月～8月)〈3年次事業の2年目。11名予定〉

②モザンビーク医療従事者学校教員研修(5月～7月)〈3年次事業の2年目。医療技師。8名予定〉

③アフリカ仏語圏地域保健研修(7月～9月)〈経年事業だが単年度予定。6名予定〉

④看護管理研修(9月～11月)〈3年次事業の2年目。11名予定〉

⑤安全な出産研修(27年1月～3月)〈3年次事業の2年目。10名予定〉

### 《外務省受託事業・競争案件のため実施未確定》

⑥ロシア医療近代化 OJT 研修(欧露部7月・極東部9月)〈企画競争案件・各20名予定〉

⑦外務省 NGO 支援無償事業(外務省・民間援助連携室・10-11月予定)

### 《補助金事業・実施未確定》

⑧調査研究事業(厚生労働省・補助金事業・11月予定)

## 3.管理部門

### (1)賛助会員

平成26年3月10日現在の賛助会員数は198件(通常会員190件、維持会員8件)。あらゆる機会を捉えて会員獲得に努めてきたが、本年もより一層の新規会員獲得に努める必要がある。

(2)業務執行体制、内部管理体制

事務局長他職員 4 名(研修担当 3 名、総務担当 1 名)にて業務を遂行する。現況では新規職員の雇用は困難なため、臨時職員の採用等より効率的な業務執行が重要となる。HP の更新等作業は従来通り元職員 1 名の協力を仰ぐ。

(3)広報、その他

広報誌「国際看護」の定時刊行<年 6 回(奇数月)、1000 部、会員及び看護大学・看護学校、関係機関に送付>。HP の随時更新。パンフレットの作成。

以上